

平成 20 年 12 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 4

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

地デジであなたをだます詐欺にご注意を！

現在のテレビでも、地デジ放送は見られます！

2011 年 7 月 24 日までに、アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送へ完全移行することになっています。

完全移行になった場合、従来のアナログテレビは、そのままではデジタル放送を見ることはできません。

アナログテレビは、テレビにデジタルチューナー、またはデジタルチューナー内臓録画機器を接続し、アンテナが UHF アンテナであれば見ることができます。

ただし、UHF アンテナの種類によっては、デジタル放送が見られない場合があります。

(地デジ放送については最寄の家電販売店等にご相談ください。)

悪質商法にだまされないように！

テレビについては、すべてのテレビが使用できなくなるような説明をして、だまそうとする場合がありますので、ご注意ください。

アンテナ工事について、訪問販売で勧誘を受けても即答せず、他の事業者より見積もりをとったり、最寄の販売店等にご相談ください。

アンテナ工事に関連し、不必要な屋根工事の勧誘などで、トラブルになる場合もありますのでご注意ください。

総務省やテレビ局をかたり、「助成金」支給の通知後に、手数料の支払いを求められたり、「テレビ局職員」「地上デジタル受信対策員」を名のり訪問し、受信工事やテレビの調整代金の支払いを求める「詐欺」が発生しています。地デジ対応で、国やテレビ局などがお金を請求することは一切ありませんので、ご注意ください。

無料法律相談の活用を！

稚内市では、「無料法律相談」を、毎月 1 回、第 2 日曜日に実施しております。

相談希望者は、予約申込みが必要です。

稚内市・市民生活課生活交通グループ 電話(直通) 23 - 6413

稚内市消費者センターより一言

4月から10月までの相談のうち「不当請求」関係は22件ありました。

ハガキや封書による請求のほか、携帯電話やパソコンによる請求が増えています。

「携帯電話のサイト利用料金が未納」として、「明日まで連絡を」「法的処理へ」などと不安にさせて連絡を取らせる内容が多く見られます。

身に覚えがない場合は、無視をして一切連絡せず、個人情報を教えないようにしましょう！

「振り込め詐欺」の被害が毎日のようにマスコミで報道されており、今なお被害に遭う方が後を絶ちません。

詐欺の手口は巧妙化しておりますので、医療費や税金の還付金があると、電話があっても、金融機関やコンビニのATM、現金書留などを指示されたら、まず「おかしい！」と考えて振り込んではいけません。

もしも被害にあった場合は、すぐに警察と金融機関に届け、引き落としを阻止しましょう！

こんにちは！
稚内消費者協会です！

協会では、11月11日（火）に萩見町内会老人クラブで催眠商法の寸劇を行いました。このような活動に興味のある方は、下記までお問い合わせください。



お問合せ：事務局（市役所市民生活課内） 電話 23 6413（直通）

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

平成21年1月23日（金）稚内市民生委員・児童委員研修会開催予定！

稚内市社会福祉協議会では、標記研修会（対象121名）を予定しており、研修内容に「民事法律扶助による無料法律相談」をテーマで、法テラス旭川より講師を招いて、制度内容や活用方法についての講演を予定しております。

法テラスは、法的トラブルを抱えた方々に、情報やサービスの提供する機関です。

「民事法律扶助」とは、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を行う制度です。